



鳥取県公報

令和8年6月30日（火）
号外第40号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 規 則	鳥取県教員養成奨学金貸付規則（28）（教育学術課）・・・・・・・・・・ 4 地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職に関する規則及び鳥取県病院局に勤務する職員のうち主要な職員の範囲を定める規則の一部を改正する規則 （29）（人事企画課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 鳥取県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則（30）（家庭支援課）・・・・・・・・・・ 9
◇ 病院局管理規程	鳥取県病院局組織規程及び鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（5）（総務課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

———公布された規則のあらまし———

◇鳥取県教員養成奨学金貸付規則

1 規則の制定理由

県内の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（以下「県内学校」という。）における教員の確保及び質の向上に資するため、鳥取大学の県内学校の教員を確保するために設置される特別の入学枠により入学した者で、将来県内学校において教員の業務に従事しようとするものに対し、修学上必要な資金（以下「奨学金」という。）を貸し付ける鳥取県教員養成奨学金貸付制度を創設する。

2 規則の概要

(1) 目的	鳥取大学において教員の免許状の授与の所要資格を得ようとする者（県内学校の教員を確保するために設置される特別の入学枠により入学した者に限る。）で、将来県内学校において教員の業務に従事しようとするものに対し、奨学金を貸し付けることにより、県内学校における教員の確保及び質の向上に資することを目的とする。
(2) 奨学生の資格	<p>奨学金の貸付けを受けることができる者は、次に掲げる要件を全て備えている者とする。</p> <p>ア 鳥取大学の県内学校の教員を確保するために設置される特別の入学枠により入学し、教員の免許状の授与の所要資格を得るための課程に在学している者であること。</p> <p>イ 将来公立又は私立の県内学校において任期又は雇用期間の定めのない教員の業務に従事しようとする者であること。</p> <p>ウ 過去に奨学金の貸付けを受けた者でないこと。</p>
(3) 奨学金の額等	<p>ア 奨学金の額は、月額6万円とする。</p> <p>イ 奨学金の貸付期間は、鳥取大学への入学月から鳥取大学の卒業月まで（48月分を限度）とする。</p> <p>ウ 毎年度、前期及び後期の2回、それぞれ奨学金の月額の6月分をまとめて貸し付けるものとする。ただし、知事が必要と認めるときは、6月分以下に分けて、又は6月分以上をまとめて貸し付けることができる。</p> <p>エ 奨学金の貸付けは、無利子とする。</p>
(4) 奨学金の返還	<p>奨学生であった者は、次のいずれかに該当するときは、それぞれに定める日の属する月の翌月から奨学金の貸付けを受けた期間に相当する期間内に、月賦又は半年賦の均等払方式により、奨学金を返還しなければならない。</p> <p>ア 奨学金の貸付けを打ち切られたとき 打ち切りの事由のいずれかに該当することとなった日</p> <p>イ 奨学金の貸付期間が終了したとき 当該貸付期間が終了した日から6月を経過する日</p> <p>ウ 教員の免許状を取得し、鳥取大学を卒業した場合において、次のいずれかに該当するときは その該当することとなった日</p> <p>(ア) 県内学校における教員の業務（以下「県内教員業務」という。）に従事する意思がなくなったと認められたとき。</p> <p>(イ) 県内教員業務に関係のない事由により死亡し、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため、県内教員業務に従事することができなくなったとき。</p>
(5) 返還債務の履行の猶予	<p>知事は、奨学生であった者が次（奨学金の貸付けを打ち切られた者にあつては、オ又はカに限る。）のいずれかに該当するときは、奨学金の返還に係る債務の履行を猶予することができる。</p> <p>ア 奨学金の貸付けが終了した後も引き続き教員の免許状の授与の所要資格を得るため鳥取大学に在学しているとき。</p> <p>イ 鳥取大学を卒業した日の属する年度の翌年度の初日から起算して3年を経過するまで</p>

	<p>の間にあるとき。</p> <p>ウ 鳥取大学を卒業した日の属する年度の翌年度の初日から起算して3年以内に県内教員業務に従事し、引き続きその業務に従事しているとき（鳥取県教育委員会又は県内学校（私立学校に限る。）の長の承認を得て、鳥取大学の大学院の修士課程に在学しているときを含む。）。</p> <p>エ 自らの妊娠、出産又は育児を理由としてウの規定に該当しなくなった場合であって、当該該当しなくなった日から養育している子が3歳に達する日までの間にあるとき。</p> <p>オ 災害、疾病その他やむを得ない理由により、奨学金の返還が困難となったとき。</p> <p>カ アからオまでに掲げるもののほか、知事が特に理由があると認めたとき。</p>
(6) 返還債務の免除	奨学金の返還に係る債務の免除については、貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の定めるところによる。
(7) 施行期日	この規則は、令和8年9月1日から施行する。

◇地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職に関する規則及び鳥取県病院局に勤務する職員のうち主要な職員の範囲を定める規則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

県立中央病院の内部組織の見直しに伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職に関する規則の一部改正

政治的行為が制限される職について、病院局の医師支援室の室長を加え、副センター長から画像診断センター、血管内治療センター、高精度放射線治療センター及び核医学診断治療センターの副センター長を除くとともに、画像診断室及び放射線治療室の室長を削る。

(2) 鳥取県病院局に勤務する職員のうち主要な職員の範囲を定める規則の一部改正

任免に知事の同意を要する主要な職員について、医師支援室の室長を加え、副センター長から画像診断センター、血管内治療センター、高精度放射線治療センター及び核医学診断治療センターの副センター長を除くとともに、画像診断室及び放射線治療室の室長を削る。

(3) 施行期日は、令和8年7月1日とする。

◇鳥取県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

児童福祉法施行令及び健康保険法施行規則の一部が改正され、指定小児慢性特定疾病医療支援に係る負担上限月額の算定における医療費支給認定保護者等の所得区分の見直しが行われたこと及び医療保険における所得区分の照会等に係る事務が廃止されたこと等に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 次に掲げる様式を改める。

- ア 小児慢性特定疾病医療費の支給認定申請書
- イ 小児慢性特定疾病医療費の医療受給者証
- ウ 障害児入所給付費及び特定入所障害児食費等給付費の支給申請書
- エ 障害児入所支援負担上限月額等算定必要事項変更届出書

(2) 施行期日は、令和8年7月1日とする(1)ウ及びエに関する事項を除き、公布の日とする。

規 則

鳥取県教員養成奨学金貸付規則をここに公布する。

令和8年6月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第28号

鳥取県教員養成奨学金貸付規則

(目的)

第1条 この規則は、国立大学法人鳥取大学（以下「鳥取大学」という。）において教員の免許状の授与の所要資格を得ようとする者（県内の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（以下「県内学校」という。）の教員を確保するために設置される特別の入学枠により入学した者に限る。）で、将来県内学校において教員の業務に従事しようとするものに対し、修学上必要な資金（以下「奨学金」という。）を貸し付けることにより、県内学校における教員の確保及び質の向上に資することを目的とする。

(奨学生の資格)

第2条 奨学金の貸付けを受けることができる者は、次に掲げる要件を全て備えている者とする。

- (1) 鳥取大学の県内学校の教員を確保するために設置される特別の入学枠により入学し、教員の免許状の授与の所要資格を得るための課程に在学している者であること。
- (2) 将来公立又は私立の県内学校において任期又は雇用期間の定めのない教員の業務に従事しようとする者であること。
- (3) 過去に奨学金の貸付けを受けた者でないこと。

(奨学金の額等)

第3条 奨学金の額は、月額6万円とする。

- 2 奨学金の貸付期間は、鳥取大学に入学した日の属する月から鳥取大学を卒業する日の属する月までとする。ただし、奨学金の貸付額の総額は、奨学金の月額の48月分を限度とする。
- 3 知事は、奨学金を毎年度、前期及び後期の2回、それぞれ奨学金の月額の6月分をまとめて貸し付けるものとする。ただし、知事が必要と認めるときは、6月分以下に分けて、又は6月分以上をまとめて貸し付けることができる。
- 4 奨学金の貸付けは、無利子とする。

(連帯保証人)

第4条 奨学金の貸付けを受けようとする者は、連帯保証人を立てなければならない。

(貸付申請)

第5条 奨学金の貸付けを受けようとする者は、奨学金貸付申請書に、次に掲げる書類を添えて、知事が別に定める日までに、鳥取大学の長を経て知事に申請しなければならない。

- (1) 誓約書
- (2) 第2条第1号に定める資格を証する書面
- (3) その他知事が必要と認める書類

(貸付けの決定及び通知)

第6条 知事は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、奨学金を貸し付けるかどうかの決定をし、申請者及び鳥取大学の長に対してその旨を通知するものとする。

(貸付けの終了)

第7条 知事は、貸付期間が終了したとき、又は奨学金の貸付額の総額が通算して奨学金の月額の48月分に達したときは、これらに該当することとなった月をもって奨学金の貸付けを終了し、奨学生（前条の規定による奨学金の貸付けの決定及び同条の規定による奨学金を貸し付ける旨の通知を受けた者をいう。以下同じ。）に対してその旨を通知するものとする。

(貸付けの打切り及び休止)

第8条 知事は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、該当することとなった日の属する月の翌月分から奨学金の貸付けを打ち切るものとする。この場合において、当該打ち切られた月以降の月分として既に貸し付けた奨学金があるときは、直ちにこれを返還させるものとする。

- (1) 退学、転学部若しくは転学科をしたとき又は除籍となったとき。
- (2) 学業成績又は性行が著しく不良となったとき。
- (3) 死亡したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、奨学金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなつたと認められたとき。

2 知事は、奨学生が30日以上休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月分から、当該休学又は停学の期間に相当するものとして知事が指定する期間内の月の分の奨学金の貸付けを休止する。この場合において、当該期間内の月の分として既に貸し付けた奨学金があるときは、その奨学金は、当該期間の満了する月の翌月以降の月の分として貸し付けたものとみなす。

3 知事は、第1項の規定により貸付けを打ち切ったとき、又は前項の規定により貸付けを休止したときは、奨学生及びその連帯保証人並びに鳥取大学の長に対し、その旨を通知するものとする。

(借用証書の提出)

第9条 奨学生（奨学生が死亡したときは、その連帯保証人）は、奨学金の貸付けが終了したとき、又は前条第1項前段の規定により奨学金の貸付けを打ち切られたときは、直ちに借用証書及び返還明細書を知事に提出しなければならない。

(奨学金の返還)

第10条 奨学生であった者（奨学金の貸付けを終了した者をいう。以下同じ。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める日（次条第1項の規定により債務の履行を猶予されたときは、当該猶予された期間が満了する日）の属する月の翌月から奨学金の貸付けを受けた期間に相当する期間内に、月賦又は半年賦の均等払方式により、奨学金を返還しなければならない。

- (1) 第8条第1項前段の規定により奨学金の貸付けを打ち切られたとき 同項各号のいずれかに該当することとなった日
- (2) 第3条第2項に規定する奨学金の貸付期間が終了したとき 当該貸付期間が終了した日から6月を経過する日
- (3) 教員の免許状を取得し、鳥取大学を卒業した場合において、次のいずれかに該当するとき その該当することとなった日
 - ア 県内学校における教員の業務（以下「県内教員業務」という。）に従事する意思がなくなつたと認められたとき。
 - イ 県内教員業務に関係のない事由により死亡し、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため、県内教員業務に従事することができなくなつたとき。

2 前項の規定は、奨学生であった者が返還期日前に奨学金を返還することを妨げない。

(返還債務の履行の猶予)

第11条 知事は、奨学生であった者が次の各号（第8条第1項の規定により奨学金の貸付けを打ち切られた者にあつては、第5号又は第6号に限る。）のいずれかに該当するときは、奨学金の返還に係る債務の履行を猶予することができる。

- (1) 奨学金の貸付けが終了した後も引き続き教員の免許状の授与の所要資格を得るため鳥取大学に在学しているとき。
- (2) 鳥取大学を卒業した日の属する年度の翌年度の初日から起算して3年を経過するまでの間にあるとき。
- (3) 鳥取大学を卒業した日の属する年度の翌年度の初日から起算して3年以内に県内教員業務に従事し、引き続きその業務に従事しているとき（鳥取県教育委員会又は県内学校（私立学校に限る。）の長の承認を得て、鳥取大学の大学院の修士課程に在学しているときを含む。）。
- (4) 自らの妊娠、出産又は育児を理由として前号の規定に該当しなくなつた場合であつて、当該該当しなくなつた日から養育している子が3歳に達する日までの間にあるとき。

(5) 災害、疾病その他やむを得ない理由により、奨学金の返還が困難となったとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、知事が特に理由があると認めるとき。

2 前項の規定による奨学金の返還に係る債務の履行の猶予（以下「返還猶予」という。）を受けようとする者は、返還猶予申請書により、知事に申請しなければならない。

3 知事は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、返還猶予をするかどうかの決定をし、申請者及び連帯保証人に対してその旨を通知するものとする。

（返還債務の免除）

第12条 奨学金の返還に係る債務の免除（以下「返還免除」という。）については、貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例（昭和44年鳥取県条例第35号）の定めるところによる。

2 返還免除を受けようとする者は、返還免除申請書により、知事に申請しなければならない。

3 知事は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、返還免除をするかどうかの決定をし、申請者及び連帯保証人に対してその旨を通知するものとする。

（延滞金）

第13条 奨学生であった者は、正当な理由がなく奨学金を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、その返還すべき奨学金の金額に年14.6パーセントの割合と租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年8.3パーセントの割合を加算した割合とのいずれか低い割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を支払わなければならない。

（届出等）

第14条 奨学生又は奨学生であった者（以下この条において「奨学生等」という。）は、奨学金の返還を終え、又は返還免除を受けるまでに次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに当該各号に掲げる書類を知事に届け出なければならない。

(1) 氏名又は住所を変更したとき 氏名（住所）変更届

(2) 休学し、又は停学の処分を受けたとき 休学・停学届

(3) 復学したとき 復学届

(4) 退学、転学部、転学科をしたとき又は除籍となったとき 転学等・退学届

(5) 県内教員業務に従事したとき 就業届

(6) 就業場所を移転したとき 就業場所移転届

(7) 県内教員業務を廃止したとき 業務廃止届

(8) 第11条第1項第4号の規定により返還猶予を受けている場合において、妊娠、出産若しくは育児に係る子が死亡したとき又は当該子を養育しなくなったときその他養育状況に変更が生じたとき 養育状況等変更届

(9) 連帯保証人が氏名又は住所を変更したとき 連帯保証人氏名（住所）変更届

2 連帯保証人は、奨学生等が死亡したときは、死亡届を知事に提出しなければならない。

3 奨学生等は、連帯保証人が死亡したとき、又は破産手続開始の申立てその他連帯保証人として適当でない事由が生じたときは、新たに連帯保証人を立て、連帯保証人変更届を知事に提出しなければならない。

4 第11条第1項第1号又は第3号に該当して返還猶予を受けている奨学生であった者は、就学（在学）状況報告書を毎年5月31日までに知事に提出しなければならない。

（委任）

第15条 奨学金貸付申請書、誓約書その他の書類の様式その他この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、令和8年9月1日から施行する。

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職に関する規則及び鳥取県病院局に勤務する職員のうち主要な職員の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年6月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第29号

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職に関する規則及び鳥取県病院局に勤務する職員のうち主要な職員の範囲を定める規則の一部を改正する規則

(地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職に関する規則の一部改正)

第1条 地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職に関する規則(昭和40年鳥取県規則第42号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第39条第2項の規定に基づき、知事が定める職は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる職とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 病院局 ア～コ 略</p> <p>サ 副センター長(画像診断センター、血管内治療センター、高精度放射線治療センター及び核医学診断治療センターの副センター長を除く。)</p> <p>シ 室長(医療安全対策室、感染防止対策室、医療情報管理室、職員支援室、血液浄化室、<u>医師支援室</u>、中央放射線室、中央検査室、リハビリテーション室、臨床工学室、栄養管理室、新生児集中治療室(厚生病院の新生児集中治療室を除く。)、<u>外来化学療法室</u>、化学療法室及び災害対策室の室長に限る。)</p> <p>ス・セ 略</p>	<p>地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第39条第2項の規定に基づき、知事が定める職は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる職とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 病院局 ア～コ 略</p> <p>サ 副センター長</p> <p>シ 室長(医療安全対策室、感染防止対策室、医療情報管理室、職員支援室、<u>外来化学療法室</u>、血液浄化室、中央放射線室、中央検査室、リハビリテーション室、臨床工学室、栄養管理室、新生児集中治療室(厚生病院の新生児集中治療室を除く。))、<u>化学療法室</u>、<u>画像診断室</u>、<u>放射線治療室</u>及び災害対策室の室長に限る。)</p> <p>ス・セ 略</p>

(鳥取県病院局に勤務する職員のうち主要な職員の範囲を定める規則の一部改正)

第2条 鳥取県病院局に勤務する職員のうち主要な職員の範囲を定める規則(平成7年鳥取県規則第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第15条第1項ただし書に規定する主要な職員の範囲は、理事監、局長、課長(病院局総務課長に限る。)、<u>参事</u>、<u>院長</u>、<u>副院長</u>、<u>部長</u>、<u>センター長</u>、<u>副センター長</u>(<u>画像診断センター</u>、<u>血管内治療センター</u>、<u>高精度放射線</u></p>	<p>地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第15条第1項ただし書に規定する主要な職員の範囲は、理事監、局長、課長(病院局総務課長に限る。)、<u>参事</u>、<u>院長</u>、<u>副院長</u>、<u>部長</u>、<u>センター長</u>、<u>副センター長</u>、<u>副局長</u>、<u>室長</u>(医療安全対策室、感染防止対策室、医療</p>

<p>治療センター及び核医学診断治療センターの副センター長を除く。)、<u>副局長、室長</u>（医療安全対策室、感染防止対策室、医療情報管理室、職員支援室、血液浄化室、<u>医師支援室</u>、中央放射線室、中央検査室、リハビリテーション室、臨床工学室、栄養管理室、新生児集中治療室（厚生病院の新生児集中治療室を除く。）、<u>外来化学療法室</u>、化学療法室及び災害対策室の室長に限る。）、<u>副室長</u>（医療安全対策室、職員支援室及び外来化学療法室の副室長に限る。）及び看護師長の職を占める職員とする。</p>	<p>情報管理室、職員支援室、外来化学療法室、血液浄化室、中央放射線室、中央検査室、リハビリテーション室、臨床工学室、栄養管理室、新生児集中治療室（厚生病院の新生児集中治療室を除く。）、化学療法室、<u>画像診断室、放射線治療室及び災害対策室の室長に限る。</u>）、<u>副室長</u>（医療安全対策室、職員支援室及び外来化学療法室の副室長に限る。）及び看護師長の職を占める職員とする。</p>
--	--

附 則

この規則は、令和8年7月1日から施行する。

鳥取県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年6月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第30号

鳥取県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

第1条 鳥取県児童福祉法施行細則（平成3年鳥取県規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後		改正前																																																									
様式第2号の2（第4条関係）		様式第2号の2（第4条関係）																																																									
様式第2号の2（第4条関係）（表面）		様式第2号の2（第4条関係）（表面）																																																									
<table border="1"> <tr> <td colspan="2">小児慢性特定疾病医療費医療受給者証（兼小児慢性特定疾病登録者証）</td> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">受診者</td> <td>略</td> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>保護者の住所・氏名</td> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>受診者</td> <td> <table border="1"> <tr> <td>保険者</td> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>医療保険各法の記号及び番号</td> <td>適用区分</td> <td>略</td> </tr> </table> </td> <td>略</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> <td colspan="2">略</td> </tr> </table>		小児慢性特定疾病医療費医療受給者証（兼小児慢性特定疾病登録者証）		略		略		略		受診者	略	略		保護者の住所・氏名	略		受診者	<table border="1"> <tr> <td>保険者</td> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>医療保険各法の記号及び番号</td> <td>適用区分</td> <td>略</td> </tr> </table>	保険者	略		医療保険各法の記号及び番号	適用区分	略	略	略		略		<table border="1"> <tr> <td colspan="2">小児慢性特定疾病医療費医療受給者証（兼小児慢性特定疾病登録者証）</td> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">受診者</td> <td>略</td> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>保護者の住所・氏名</td> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>受診者</td> <td> <table border="1"> <tr> <td>保険者</td> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>医療保険各法の記号及び番号</td> <td>適用区分</td> <td>略</td> </tr> </table> </td> <td>略</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> <td colspan="2">略</td> </tr> </table>		小児慢性特定疾病医療費医療受給者証（兼小児慢性特定疾病登録者証）		略		略		略		受診者	略	略		保護者の住所・氏名	略		受診者	<table border="1"> <tr> <td>保険者</td> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>医療保険各法の記号及び番号</td> <td>適用区分</td> <td>略</td> </tr> </table>	保険者	略		医療保険各法の記号及び番号	適用区分	略	略	略		略	
小児慢性特定疾病医療費医療受給者証（兼小児慢性特定疾病登録者証）		略																																																									
略		略																																																									
受診者	略	略																																																									
	保護者の住所・氏名	略																																																									
	受診者	<table border="1"> <tr> <td>保険者</td> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>医療保険各法の記号及び番号</td> <td>適用区分</td> <td>略</td> </tr> </table>	保険者	略		医療保険各法の記号及び番号	適用区分	略	略																																																		
保険者	略																																																										
医療保険各法の記号及び番号	適用区分	略																																																									
略		略																																																									
小児慢性特定疾病医療費医療受給者証（兼小児慢性特定疾病登録者証）		略																																																									
略		略																																																									
受診者	略	略																																																									
	保護者の住所・氏名	略																																																									
	受診者	<table border="1"> <tr> <td>保険者</td> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>医療保険各法の記号及び番号</td> <td>適用区分</td> <td>略</td> </tr> </table>	保険者	略		医療保険各法の記号及び番号	適用区分	略	略																																																		
保険者	略																																																										
医療保険各法の記号及び番号	適用区分	略																																																									
略		略																																																									
(裏面)		(裏面)																																																									
略		略																																																									
略		略																																																									
様式第25号の2（第15条の2関係） (表面) 略 (裏面)		様式第25号の2（第15条の2関係） (表面) 略 (裏面)																																																									

障害児 入所支 援負担 上限月 額等の 算定の ための 必要事 項	□ I 負担上限月額に関する事項（Ⅱの 軽減措置適用前） 下記の区分に該当します。 （当てはまるものに○をつける。 いずれにも当てはまらない場合は、 空欄とすること。）
	1 略 2 市町村民税非課税世帯に属する 者であって、合計所得金額及び障 害者基礎年金等の収入の合計額が <u>826,500円</u> 以下のもの 3 略
略	

いずれも、事実関係を確認できる書類を添付して申請すること。ただし、事実関係を個人番号を利用して確認できるときは、その添付を省略することができる。

(注1)・(注2) 略

略

様式第25号の9（第15条の6関係）

障害児入所支援負担上限月額等算定必要事項変更届出書

職 氏名 様

次のとおり届け出します。

届出年月日 年 月 日

略

変更の 内容	□ I 負担上限月額に関する事項 下記の区分に該当（変更）しま す。 （当てはまるものに○をつける。 いずれにも当てはまらない場合は、 空欄とすること。）
	1 略 2 市町村民税非課税世帯に属する 者であって、合計所得金額及び障 害者基礎年金等の収入の合計額が <u>826,500円</u> 以下のもの 3 略
略	

略

添付書類 略

障害児 入所支 援負担 上限月 額等の 算定の ための 必要事 項	□ I 負担上限月額に関する事項（Ⅱの 軽減措置適用前） 下記の区分に該当します。 （当てはまるものに○をつける。 いずれにも当てはまらない場合は、 空欄とすること。）
	1 略 2 市町村民税非課税世帯に属する 者であって、合計所得金額及び障 害者基礎年金等の収入の合計額が <u>809,000円</u> 以下のもの 3 略
略	

いずれも、事実関係を確認できる書類を添付して申請すること。ただし、事実関係を個人番号を利用して確認できるときは、その添付を省略することができる。

(注1)・(注2) 略

略

様式第25号の9（第15条の6関係）

障害児入所支援負担上限月額等算定必要事項変更届出書

職 氏名 様

次のとおり届け出します。

届出年月日 年 月 日

略

変更の 内容	□ I 負担上限月額に関する事項 下記の区分に該当（変更）しま す。 （当てはまるものに○をつける。 いずれにも当てはまらない場合は、 空欄とすること。）
	1 略 2 市町村民税非課税世帯に属する 者であって、合計所得金額及び障 害者基礎年金等の収入の合計額が <u>809,000円</u> 以下のもの 3 略
略	

略

添付書類 略

第2条 鳥取県児童福祉法施行細則の一部を次のように改正する。

様式第2号を次のように改める。

様式第2号（第3条関係）

（表面）

※ 協・組・船・共・国（市町村）・国（それ以外）

小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書兼小児慢性特定疾病登録者証申請書（新規・更新・変更）

受診者	フリガナ			受給者番号 (新規申請の場合は記入不要)								
	氏名											
	個人番号		生年 月日	年	月	日	年齢	歳				
	住所	(〒)					電話番号					
	加入医療 保険	被保険者氏名						受診者との続柄				
		保険種別						医療保険各法等の 記号・番号				
保険者名称												
疾病名												
申請者	氏名		個人 番号			受診者との 関係（続柄）						
	住所					電話番号						
自己負担上限 月額の特例 (該当するものに ☑を記入)	<input type="checkbox"/>	人工呼吸器等装着				<input type="checkbox"/>	高額かつ長期					
	<input type="checkbox"/>	世帯内按分特例				<input type="checkbox"/>	重症患者認定					
受診者と同一世帯の指定難病又は小児慢性特定疾病の医療費助成対象者（申請者）の有無	有・無		「有」の場合、対象者（申請者）の氏名・受給者番号	氏名		受給者番号						
指定難病医療費助成対象の該当性	該当・非該当											
小児慢性特定疾病医療費の支給を開始することが適当と考えられる年月日	年 月 日		【左記の欄が申請日から1か月以上前の年月日となっている理由】 <input type="checkbox"/> 医療意見書の受領に時間を要したため <input type="checkbox"/> 症状の悪化等により、申請書類の準備や提出に時間を要したため <input type="checkbox"/> 大規模災害に被災したこと等により、申請書類の提出に時間を要したため <input type="checkbox"/> その他 ()									

上記のとおり、小児慢性特定疾病医療費の支給及び小児慢性特定疾病にかかっている事実等の証明を申請します。

年 月 日 申請者氏名
鳥取県 総合事務所長 様

- 注1 ※欄は、記入しないでください。
 2 (新規・更新・変更)の欄は、該当するものに○を付してください。
 3 申請者は、受診者が未成年の場合は原則として受診者と同じ医療保険に加入している保護者とし、受診者が成年の場合は受診者本人としてください。
 なお、申請者の住所及び電話番号の欄は、受診者本人と異なる場合に記入してください。

裏面も必ず記入してください。

（裏面）

支給認定基準世帯員（受診者と同じ医療保険に加入する者）

フリガナ 世帯員氏名		個人 番号		受診者との 続柄	
---------------	--	----------	--	-------------	--

フリガナ 世帯員氏名		個人 番号		受診者と の続柄	
フリガナ 世帯員氏名		個人 番号		受診者と の続柄	
フリガナ 世帯員氏名		個人 番号		受診者と の続柄	
フリガナ 世帯員氏名		個人 番号		受診者と の続柄	
フリガナ 世帯員氏名		個人 番号		受診者と の続柄	
フリガナ 世帯員氏名		個人 番号		受診者と の続柄	
フリガナ 世帯員氏名		個人 番号		受診者と の続柄	

注 意 事 項

1. 小児慢性特定疾病医療費の支給開始日は、指定医が疾病の状態の程度を満たしていると診断した日まで遡って申請することが可能です（ただし、遡ることができる期間は原則申請日から1か月前（やむを得ない理由により申請を行うことができなかつた場合は最長3か月前）の同じ日までとなります。）。
2. 更新申請を行う場合は、別途お知らせする期限までに提出してください。
3. 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2第2項第1号に規定する指定小児慢性特定疾病医療機関以外での診療は対象外となります。

○総合事務所の連絡先一覧

倉吉市、東伯郡にお住まいの方	中部総合事務所	住所・電話番号
米子市、境港市、西伯郡、日野郡にお住まいの方	西部総合事務所	住所・電話番号

-----ここから下の欄には記載しないでください。-----

保健所記入欄

該当する所得区分	生活保護 ・ 低所得Ⅰ ・ 低所得Ⅱ ・ 一般所得Ⅰ ・ 一般所得Ⅱ ・ 上位所得
----------	---

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第1条中鳥取県児童福祉法施行細則様式第25号の2及び様式第25号の9の改正規定は、令和8年7月1日から施行する。

病 院 局 管 理 規 程

鳥取県病院局組織規程及び鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和8年6月30日

鳥取県営病院事業管理者 萬 井 実

鳥取県病院局管理規程第5号

鳥取県病院局組織規程及び鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

(鳥取県病院局組織規程の一部改正)

第1条 鳥取県病院局組織規程(平成7年鳥取県病院局管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																																																																														
<p>(病院の内部組織の設置)</p> <p>第5条 次の表の第1欄に掲げる病院ごとに、同表の第2欄に掲げる局、室及びセンターを置き、その事務を所掌させるため、同表の第3欄に掲げる科、室、部、課及びセンターを置き、鳥取県立中央病院医療局の内科及び災害科の事務を所掌させるため、同表の第4欄に掲げる室を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="4" style="width: 15%; text-align: center; vertical-align: middle;">鳥取県立中央病院</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">医療局</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">略</td> <td style="width: 55%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="border: 2px solid black; text-align: center;">放射線科</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">血液浄化室</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="border: 2px solid black; text-align: center;">医師支援室</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">医療福祉相談センター</td> <td></td> <td style="text-align: center;">がん相談支援センター</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="border: 2px solid black; text-align: center;">東部不妊専門相談センター</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">更年期障がい相談支援センター</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">シミュレーションセンター</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="border: 2px solid black;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">広報センター</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">クオリティマネジメントセンター</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	鳥取県立中央病院	医療局	略				放射線科			略			血液浄化室			医師支援室		略					医療福祉相談センター		がん相談支援センター				東部不妊専門相談センター				更年期障がい相談支援センター	略					シミュレーションセンター								広報センター				クオリティマネジメントセンター			<p>(病院の内部組織の設置)</p> <p>第5条 次の表の第1欄に掲げる病院ごとに、同表の第2欄に掲げる局、室及びセンターを置き、その事務を所掌させるため、同表の第3欄に掲げる科、室、部、課及びセンターを置き、鳥取県立中央病院医療局の内科、<u>放射線科</u>及び災害科の事務を所掌させるため、同表の第4欄に掲げる室を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="4" style="width: 15%; text-align: center; vertical-align: middle;">鳥取県立中央病院</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">医療局</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">略</td> <td style="width: 55%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="border: 2px solid black; text-align: center;">放射線科</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="border: 2px solid black; text-align: center;">画像診断室</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="border: 2px solid black; text-align: center;">放射線治療室</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">血液浄化室</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">医療福祉相談センター</td> <td></td> <td style="text-align: center;">がん相談支援センター</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">シミュレーションセンター</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	鳥取県立中央病院	医療局	略				放射線科			画像診断室			放射線治療室			略				血液浄化室		略					医療福祉相談センター		がん相談支援センター	略					シミュレーションセンター						
鳥取県立中央病院		医療局	略																																																																																												
				放射線科																																																																																											
				略																																																																																											
			血液浄化室																																																																																												
		医師支援室																																																																																													
略																																																																																															
	医療福祉相談センター		がん相談支援センター																																																																																												
			東部不妊専門相談センター																																																																																												
			更年期障がい相談支援センター																																																																																												
略																																																																																															
	シミュレーションセンター																																																																																														
	広報センター																																																																																														
	クオリティマネジメントセンター																																																																																														
鳥取県立中央病院	医療局	略																																																																																													
			放射線科																																																																																												
			画像診断室																																																																																												
			放射線治療室																																																																																												
		略																																																																																													
		血液浄化室																																																																																													
略																																																																																															
	医療福祉相談センター		がん相談支援センター																																																																																												
略																																																																																															
	シミュレーションセンター																																																																																														

	画像診断治療センター	画像診断センター
		血管内治療センター
		高精度放射線治療センター
		核医学診断治療センター
略		

略		

(病院の所掌事務)

第6条 病院の所掌事務は、次のとおりとする。

医療局	略	
	血液浄化室	1～3 略 4 その他血液浄化に必要な事項に関する事
	医師支援室	1 医師の事務作業を補助する職員（以下「医師事務作業補助者」という。）の人事管理に関する事。 2 業務が繁忙な診療科への応援体制の構築及び業務の平準化に関する事。 3 医師事務作業補助者の人材育成に関する事。 4 その他医師の支援に必要な事項に関する事。
略		

(病院の所掌事務)

第6条 病院の所掌事務は、次のとおりとする。

医療局	略	
	血液浄化室	1～3 略 4 その他血液浄化に必要な事項に関する事。
略		

医療福祉相談センター	1 患者等の医療、福祉等に係る相談及び支援に関する事（他の所掌に属するものを除く。）。 2 へき地の医療支援に関する事。 3 地域における医療機関との連携及び支援に関する事。 4 医療社会事業に関する事。 5 患者の受付に関する事（他の所掌に属するものを除く。）。 6 医療扶助に関する事
------------	---

医療福祉相談センター	1 がん相談支援その他患者等の医療、福祉等に係る相談及び支援に関する事（他の所掌に属するものを除く。）。 2 へき地の医療支援に関する事。 3 地域における医療機関との連携及び支援に関する事。 4 医療社会事業に関する事。 5 患者の受付に関する事（他の所掌に属するものを除く。）。 6 医療扶助に関する事
------------	--

	と。 7 社会保険に関する こと。 8 医療費の請求事務に 関すること。 9 診断書及び各種証明 書の発行及び保管に 関すること。 10 医事に関する各科、 各病棟等との連絡調 整に関すること。 11 医療福祉相談セン ターの管理に関する こと。		と。 7 社会保険に関する こと。 8 医療費の請求事務に 関すること。 9 診断書及び各種証明 書の発行及び保管に 関すること。 10 医事に関する各科、 各病棟等との連絡調 整に関すること。 11 医療福祉相談セン ターの管理に関する こと。
がん相談支援センター	1 がん相談支援に関 すること。 2 がん相談支援セン ターの管理に関する こと。		
東部不妊専門相談センター	1 不妊、不育等の相 談に関すること。 2 東部不妊専門相談 センターの管理に関 すること。 3 その他不妊、不育 等の相談に必要な事 項に関すること。		
更年期障がい相談支援センター	1 更年期症状の相 談に関すること。 2 更年期障がい医療 地域拠点病院業務に 関すること。 3 更年期障がい相談 支援センターの管理 に関すること。 4 その他更年期障が い治療に必要な事 項に関すること。		
略		略	
シミュレーションセンター	1・2 略 3 臨床に関する技術 の向上に係る研修に 関すること。	シミュレーションセンター	1・2 略 3 臨床に関する技術 の向上に係る研修に 関すること。
広報センター	1 広報に関する こと。 2 各種イベント活動 の情報発信に関する こと。		

		<ul style="list-style-type: none"> 3 広報センターの管理に関すること。 4 その他広報に必要な事項に関すること。
クオリティマネジメントセンター		<ul style="list-style-type: none"> 1 クオリティマネジメント（医療安全の確保並びに信頼の維持及び向上を図ることをいう。以下同じ。）に関すること。 2 クオリティマネジメントセンターの管理に関すること。 3 その他クオリティマネジメントに必要な事項に関すること。
画像診断治療センター		<ul style="list-style-type: none"> 1 画像診断センター、血管内治療センター、高精度放射線治療センター及び核医学診断治療センター（次号において「各センター」という。）の相互の業務調整に関すること。 2 各センターを利用する診療科間の業務調整の総括に関すること。
	画像診断センター	<ul style="list-style-type: none"> 1 画像診断業務に関すること。 2 画像診断機器、画像管理システム及び画像診断データの運用及び管理に関すること。 3 画像診断の読影体制及び医療安全に関すること。
	血管内治療センター	<ul style="list-style-type: none"> 1 血管内治療関連装置の品質管理及び精度管理に関すること。 2 血管内治療センターを利用する診療科間の業務調整に関すること。
	高精度放射線治療センター	<ul style="list-style-type: none"> 1 放射線治療全般の品質保証及び品質管理に関すること。

	ンター	2 放射線治療の対象となる治療計画に関すること。 3 日本放射線腫瘍学会の施設認定に関すること。		
	核医学診断治療センター	1 核医学診断装置の運用及び管理に関すること。 2 核医学治療の精度管理及び医療安全に関すること。 3 核医学診断治療センターを利用する診療科間の業務調整に関すること。		

(職制)

第8条 略

2～4 略

5 前項の長の職務を補佐し、長に事故がある場合にその職務を代行させるため、必要があると認めるときは、病院に副院長を、医療局、医療技術局及び事務局に副局長を、看護局に副局長及び看護師長を、薬剤部に副部長を、医療安全対策室、感染防止対策室、医療情報管理室、職員支援室、血液浄化室、医師支援室、中央放射線室、中央検査室、リハビリテーション室、臨床工学室、栄養管理室、新生児集中治療室、救急・集中治療室、外来化学療法室、化学療法室及び災害対策室に副室長を、手術センター、ロボット手術センター、高次救急集中治療センター、救命救急センター、集中治療センター、周産期母子センター、医療福祉相談センター、患者支援・地域連携センター、がん相談支援センター、東部不妊専門相談センター、更年期障がい相談支援センター、入院サポートセンター、臨床研修センター、臨床研修・教育センター、糖尿病教育センター、脳卒中センター、心臓病センター、がんセンター、内視鏡センター、シミュレーションセンター、広報センター、クオリティマネジメントセンター、画像診断治療センター、画像診断センター、血管内治療センター、高精度放射線治療センター及び核医学診断治療センターに副センター長を置くことができる。

6・7 略

(職制)

第8条 略

2～4 略

5 前項の長の職務を補佐し、長に事故がある場合にその職務を代行させるため、必要があると認めるときは、病院に副院長を、医療局、医療技術局及び事務局に副局長を、看護局に副局長及び看護師長を、薬剤部に副部長を、医療安全対策室、感染防止対策室、医療情報管理室、職員支援室、血液浄化室、中央放射線室、中央検査室、リハビリテーション室、臨床工学室、栄養管理室及び新生児集中治療室に副室長を、手術センター、ロボット手術センター、高次救急集中治療センター、周産期母子センター、医療福祉相談センター、患者支援・地域連携センター、がん相談支援センター、入院サポートセンター、臨床研修センター、臨床研修・教育センター、糖尿病教育センター、脳卒中センター、心臓病センター、がんセンター、内視鏡センター、健診センター及びシミュレーションセンターに副センター長を置くことができる。

6・7 略

(鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部改正)

第2条 鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程（平成7年鳥取県病院局管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前																																
<p>(給料表)</p> <p>第3条 給料表の種類及び適用範囲は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 20%;">種類</th> <th style="width: 70%;">適用範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">医 療 職 給 料 表 (別 表 第 2)</td> <td style="text-align: center;">医療職給 料表(1)</td> <td>院長、副院長（医師の職務に従事する職員に限る。）、局長（医療局長に限る。）、センター長（手術センター長及び周産期母子センター長に限る。）、副局長（医療局の副局長に限る。）、部長（医療局の部長に限る。）、室長（血液浄化室長及び<u>新生児集中治療室長</u>に限る。）、医長、副医長、医師及び歯科医師</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～5 略</p>				種類	適用範囲		略		医 療 職 給 料 表 (別 表 第 2)	医療職給 料表(1)	院長、副院長（医師の職務に従事する職員に限る。）、局長（医療局長に限る。）、センター長（手術センター長及び周産期母子センター長に限る。）、副局長（医療局の副局長に限る。）、部長（医療局の部長に限る。）、室長（血液浄化室長及び <u>新生児集中治療室長</u> に限る。）、医長、副医長、医師及び歯科医師		略		略			<p>(給料表)</p> <p>第3条 給料表の種類及び適用範囲は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 20%;">種類</th> <th style="width: 70%;">適用範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">医 療 職 給 料 表 (別 表 第 2)</td> <td style="text-align: center;">医療職給 料表(1)</td> <td>院長、副院長（医師の職務に従事する職員に限る。）、局長（医療局長に限る。）、センター長（手術センター長及び周産期母子センター長に限る。）、副局長（医療局の副局長に限る。）、部長（医療局の部長に限る。）、室長（血液浄化室長、<u>新生児集中治療室長</u>、<u>画像診断室長</u>及び<u>放射線治療室長</u>に限る。）、医長、副医長、医師及び歯科医師</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～5 略</p>				種類	適用範囲		略		医 療 職 給 料 表 (別 表 第 2)	医療職給 料表(1)	院長、副院長（医師の職務に従事する職員に限る。）、局長（医療局長に限る。）、センター長（手術センター長及び周産期母子センター長に限る。）、副局長（医療局の副局長に限る。）、部長（医療局の部長に限る。）、室長（血液浄化室長、 <u>新生児集中治療室長</u> 、 <u>画像診断室長</u> 及び <u>放射線治療室長</u> に限る。）、医長、副医長、医師及び歯科医師		略		略		
	種類	適用範囲																																	
	略																																		
医 療 職 給 料 表 (別 表 第 2)	医療職給 料表(1)	院長、副院長（医師の職務に従事する職員に限る。）、局長（医療局長に限る。）、センター長（手術センター長及び周産期母子センター長に限る。）、副局長（医療局の副局長に限る。）、部長（医療局の部長に限る。）、室長（血液浄化室長及び <u>新生児集中治療室長</u> に限る。）、医長、副医長、医師及び歯科医師																																	
	略																																		
略																																			
	種類	適用範囲																																	
	略																																		
医 療 職 給 料 表 (別 表 第 2)	医療職給 料表(1)	院長、副院長（医師の職務に従事する職員に限る。）、局長（医療局長に限る。）、センター長（手術センター長及び周産期母子センター長に限る。）、副局長（医療局の副局長に限る。）、部長（医療局の部長に限る。）、室長（血液浄化室長、 <u>新生児集中治療室長</u> 、 <u>画像診断室長</u> 及び <u>放射線治療室長</u> に限る。）、医長、副医長、医師及び歯科医師																																	
	略																																		
略																																			

附 則

この規程は、令和8年7月1日から施行する。